

南九州市公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月12日

南九州市長 塗木弘幸

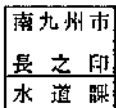
南九州市規則第13号

南九州市公印規則等の一部を改正する規則

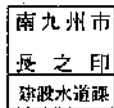
(南九州市公印規則の一部改正)

第1条 南九州市公印規則(平成19年南九州市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表特殊用市長の印の部水道課用市長印の項中「水道課用市長印」を「建設水道課用市長印」に、



を



に、「水道課」を「建設水道課」に、「水

道課長」を「建設水道課長」に改める。

(南九州市出納員・現金取扱員の任免に関する規則の一部改正)

第2条 南九州市出納員・現金取扱員の任免に関する規則(平成19年南九州市規則第45号)の一部を次のように改正する。

別表中「知覧特攻平和会館」を「歴史文化財課」に、「耕地林務課」を「農林整備課」に改め、同表水道課、保健体育課及び文化財課の項を削る。

(南九州市準用河川管理規則の一部改正)

第3条 南九州市準用河川管理規則(平成19年南九州市規則第145号)の一部を次のように改正する。

第2条中「建設課」を「建設水道課」に改める。

(南九州市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正)

第4条 南九州市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成19年南九州市規則第157号)の一部を次のように改正する。

第9条中「文化財課」を「歴史文化財課」に改める。

(南九州市企業職員の政治的行為の制限を受ける職の範囲に関する規則の一部改正)

第5条 南九州市企業職員の政治的行為の制限を受ける職の範囲に関する規則

(平成19年南九州市規則第158号)の一部を次のように改正する。

本則中「水道課長」を「建設水道課長」に改める。

(南九州市博物館等協議会設置規則の一部改正)

第6条 南九州市博物館等協議会設置規則(令和5年南九州市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第7条中「文化財課」を「歴史文化財課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。